

薬物動態談話会 企業展示に関する内規

- (1) この内規は薬物動態談話会（以下、談話会）が主催する「薬物動態談話会年会」（以下、年会）における企業展示の要項に関して定めたものである。なお、小間出展料に関しても便宜的に本内規の中に示すが、将来、定例的になった場合は別途に定める「会計内規」に移管することに留意されたい。
- (2) 出展資格
 - ①談話会と年会の趣旨をご理解いただける関連の機器・製品・書籍などを製造または取り扱う企業・団体で、談話会の会員、または幹事会で了承を受けた非会員であること。
- (3) 展示小間
 - ①1 小間の展示の出展料は白いバックパネル付きは 65,000 円、バックパネル無しでの展示の場合は 36,000 円とする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、幹事会で了承した出展料に変更する。
 - ②談話会が会場側に指示して準備するのは、白クロス付テーブル（W1800xD900xH700）、バックパネル、蛍光灯、コンセント（100V500W）、イス 1 脚程度とし、詳細は会場あるいは出展企業と協議する。
 - ③募集小間数：8 小間までを目安とする
 - ④談話会では基本設備のみ準備し、追加設備は別途に費用をいただく。また、想定以上の清掃費、ゴミ処理費等が発生した場合は後日請求とする。
- (4) 申し込み方法
 - ①4 月幹事会では、企画幹事の主導で、年会での企業展示の募集を審議する。
 - ②企業展示を募集する場合、企画幹事は一般会員に対して企業展示に関する案内（出展申込書）の配信を庶務幹事に依頼する。また、企画幹事は年会内容や幹事会メンバーの推薦などを考慮し、必要に応じて企業・団体（会員、非会員）に企業展示を個別に案内する（非会員の企業団体が申込の際には、会員となることを検討して頂く）。
 - ③出展を希望する企業・団体（会員、非会員）は、出展申込書に必要事項を記入の上、メールで企画幹事に送付する。企画幹事は、展示の採択については談話会幹事会に一任いただく旨を含めて申込み企業・団体に仮受付を回答する。申込みの期限を定めて募集するが、予定小間数に達した場合は期限前でも申込みを締め切ることがある。
 - ④企画幹事は、企業展示の申込みを集約し、担当常任幹事と協議した結果を踏まえて、展示の採択について幹事会の審議に図る。出展内容が年会の趣旨にそぐわないと判断した場合は出展をお断りすることもある。
 - ⑤幹事会で出展申込を採択した企業・団体には、庶務幹事より請求書を送付する。指定期日までに出展料を所定の談話会口座に振り込みいただくことを連絡する。会計幹事は入金を確認し、遅れた場合は督促する。

(5) 企業展示に向けての注意事項

- ①小間の割り当ては企画幹事が行い、庶務幹事及び各出展企業に連絡する。庶務幹事は会場施設に準備を指示し、出展企業はこの割り当てに従って準備を行う。なお、談話会の承諾無く小間の譲渡・交換を行うことは禁止する。
- ②出展申込書を提出後、出展の取り消しは原則として受け付けない。ただし、やむを得ない理由で取り消しを希望された場合は、文書にて事情を説明し、幹事会の承認によりこれを認める。出展を取り消された場合のキャンセル料は、年会の1ヶ月前までは出展料の50%、それ以降は全額とする。
- ③年会は不可抗力またはやむを得ない事情により、会期・開催時間などを変更、または開催を中止する場合がある。中止の場合は、出展料を返金するが、出展企業側で準備に要した費用等は、各社の負担となることを了承いただく。
- ④企業展示の要員に対して、年会の講演会場に入場できる参加証の無料配布は行わない。講演会場への入場を希望される場合は、別途に参加登録費をいただく。ただし、幹事会の許可を得た場合はこの限りではない。
- ⑤企業展示の要員に対して、各社から原則2名を限度として年会の意見交換会への参加を認める。ただし、年会プログラム等を考慮して、必要に応じてその可否を幹事会で判断する。

(6) 企業展示の実施

- ①企業展示の搬入スケジュールは、年会1日目の午後(13:00)以降とし、搬出は2日目の年会終了時(17:00)までに行う。詳細は企画幹事が出展企業に連絡し調整する。
- ②以下に抵触する事項を禁止とする。
 - ・消防法、建築法、その他関係法令、会場規定により禁止されている項目に抵触する行為。
 - ・小間外での展示活動、参加者、他の出展企業に対して危険または迷惑をかける行為。
 - ・談話会、年会、展示会の品位を下げるような行為。
- ③出展物は、保税展示場には該当しない。海外からの出展物は、国内貨物として出展するか、または談話会事務局に問い合わせいただく。
- ④各出展物の管理は出展企業が責任を負うものとし、盗難・紛失・損害等については、談話会は補償を含めた一切の責任を負いかねることを出展企業に伝え、各企業にて保険に加入する等の措置を取っていただくことを周知しておく。
- ⑤出展企業の行為により事故が発生した場合は、当該出展企業の責任において解決するものとし、談話会はこれに対し一切の責任を負わないことを出展企業に周知しておく。

(7) 付則

- ①この内規はH27年1月30日より実施し、改訂は幹事会の承認により行なわれる。
- ②この規則はH30年10月9日付けで、幹事分担業務の変更及び非会員の応募への対応、その他、現状に則して各項について改訂。

申込期限：20**年 **月 **日（*）

企業展示申込書（談話会）

薬物動態談話会 事務局：企画幹事

〇〇 〇〇 行

〒***-**** 〇〇県〇〇市〇〇〇〇

株式会社〇〇〇〇

E-mail：

／TEL：***-***-****／FAX：***-***-****

申込日 年 月 日（ ）

薬物動態談話会 第**年会 「企業展示」申込書

御社名		
ご住所	(〒 -)	
責任者	役 職：	氏 名：
ご担当者	部署／氏名	
	TEL／FAX	
	Email	

*住所欄には、実務の担当者のご住所をご記入ください

*ご記入いただいた個人情報の内容は、談話会から企業展示に関する連絡以外には使用しません

*展示の採択については談話会幹事会に一任いただきます。

*出展内容が年会の趣旨にそぐわないと判断した場合は出展が許可されない場合があります。

*予定小間数に達した場合は期限前でも申込みを締め切る場合があります。

*企業展示の要員に対して、年会の講演会場に入場できる参加証の無料配布は行いません。講演会場への入場を希望される場合は、別途に参加登録費をいただきます。

*出展にあたり、以下に抵触する事項を禁止とします。

- ・消防法、建築法、その他関係法令、会場規定により禁止されている項目に抵触する行為。
- ・小間外での展示活動、参加者、他の出展企業に対して危険または迷惑をかける行為。
- ・談話会、年会、展示会の品位を下げるような行為。

*出展物は、保税展示場には該当しません。海外からの出展物は、国内貨物として出展するか、または談話会事務局に問い合わせてください。

*各出展物の管理は出展企業が責任を負うものとし、盗難・紛失・損害等については、談話会は補償を含めた一切の責任を負いかねるため、各企業にて保険に加入する等の措置をご考慮ください。

*出展企業の行為により事故が発生した場合は、当該出展企業の責任において解決するものとし、談話会はこれに対し一切の責任を負いません。

1. 申込みは各社1小間まで。希望する小間タイプAまたはBのいずれかを○で囲んでください（小間タイプは別紙参照、最大8小間を予定）。

小間タイプ	出展料
A（バックパネル付き）	65,000 円
B（バックパネルなし）	36,000 円

*幹事会にて申込みのあった企業からの出展内容を議論し、承認が得られた後に、請求書を発送致します。費用は指定した期日までにお振込ください。

2. 社名板標記： _____

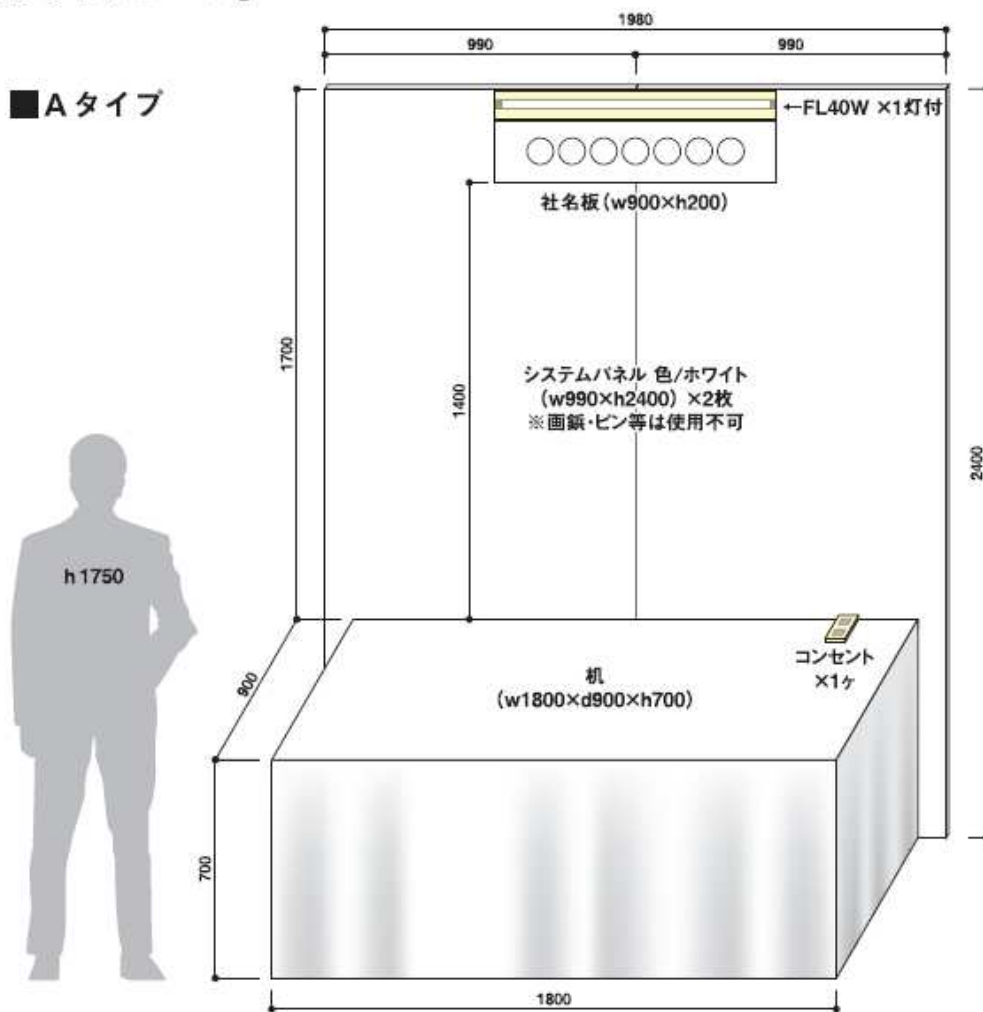
3. 主な出展内容

4. その他（連絡事項）、講演会場に入室しない要員は氏名をご連絡ください。

別紙

【展示小間イメージ】

■ A タイプ



■ B タイプ

